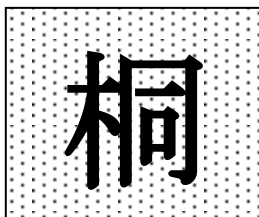


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1062 号
2013 年 2 月 27 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

◆団交開催

◆学長・学務局長協議報告

◆臨時職員 65 歳定年の協定書締結◆

◆組合員投稿：学生のいる図書館

◆春闘アンケートにご協力を！

◆「ろうきんエコブック制度」へのご協力を！

◆団交開催

2月15日（金）午後5時から連合新執行部と学園の第1回目の団体交渉が行われました。以下、協議内容について報告します。

1、一時金の算定基礎からの役職者手当の除外について

連合の説明 この問題に関して 2011 年に結ばれた協定で、役職手当の算定基礎から段階的に引き下げるということで、100%から70%に引下げられた。組合は、次年度においてさらに70%から40%以下に引き下げることを求める。

学園回答：大学執行部には検討してほしい旨伝えてある。マネジメント会議で意見集約して組合に伝えたい。下げ幅等については現時点では回答できない。学務局長とも協議しながら具体的な数字をあげて説明に努めたい。大学の事業計画でも検討の時期に入っている。給与を下げるのは最後にしたい。検討の進捗状況は組合にも情報提供する。

連合：以前の団体交渉で削減が決まっているはずである。意見集約の結果駄目だったということにならないようにしてほしい。給与体系を是正すべきである。特に大東の役職手当が他大学に比べて高い。高い部分を下げて低い部分に手当とするというのが組合の原則である。

2、労働契約法改正に伴う、非常勤講師、臨時職員等の契約更新年限について

連合の説明：労働契約法の改正(2012年4月1日施行)により「有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる」、（**無期労働契約への転換**）、「有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止する」（**不合理な労働条件の禁止**）（厚労省のサイト：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/を参照）こととなった。これにともない、学園側は雇用契約の規定の変更を検討しているようであるが、厚労省の政策係長の発言(<http://hijokin.web.fc2.com/hikaeshitsu/anteroom0084.pdf> 参照)をみると、雇用契約をこれまでと大きく変える必要はないと組合は考える。

回答：厚労省の政策課長の説明はもっともだと思うが、「合理的な解雇事由が何か」など不確定な部分も懸念される。特に教育職員に関しては検討が必要である。学園ではプロジェクト会議を組織して対応を検討中である。アルバイト職員に関しては、3月に常務審議会で承認されることが前提となるが、3年以上契約更新の実績があれば継続して行く方針である。

連合: 高校では臨時職員に頼る部分が多い。雇用期間が短くなると不都合が多い。どう対応すればいいか。高校は臨時職員の依存率が高いことについては、短期で更新される臨時職員では回らないことを考慮してほしい。

回答: 大学の検討をベースに、準用できるか検討している。今のところは無期雇用になるとは言えない。プロジェクト会議の検討結果を見て判断してほしい。

3、学園の地震対策について

2012 年 12 月 7 日の地震時の対応について組合から質した内容は以下の通りです。

まず、時系列に従って記録が分単位で残されていること、それに自衛消防隊の活躍で校舎内の状況が把握できたことについては評価したい旨、組合からの発言があり、そのうえで以下のような点で危機管理体制への懸念があることについて学園側の対応を質した。

(1) 緊急地震速報受信装置の導入について

連合の説明: 時系列に従った地震対応では、地震 2 分後に管理課はテレビをつけて地震情報の収集を開始したことになっているが、3.11 直後、組合は地震速報受信装置の導入を呼びかけていた。なぜこうした装置の設置ないし購入が未だになされていないのか？

回答: 3.11 以降、いろいろな業者から売り込みなどがあり、また装置の性能もいろいろあり、選定に苦慮するところであったが、今回のことで、今年度中(3 月)には地震速報受信装置を何とか購入し、対応できるようにと考えている。

(2) 地震発生と注意喚起に関して

連合の説明 校内放送が流されたのは地震発生から 5 分経過した後であり、迅速さに欠けるのではないのか！またその遅れは管理部長が東松山校舎に出張中であつた理由によるものなのか、あるいは管理課から警備室への指示は地震発生後の 2 分後になされているにもかかわらず、警備室からの放送はその 3 分後になされており、この時間差はなぜ生じたのか？

回答: 携帯電話を通じて警備室に放送するよう指示を出した。警備室での放送の遅れの原因は明らかではない。今後の検証が必要かと思う。また、部長ないし役職者がいなくても対応できるような仕組み、制度を構築する必要があると考えており、その方向で検討をしている。

(3) 館内放送が届かない(聞こえない)場所について

連合の説明 放送の届かない場所の対応はどうしているのか？また、なぜこのようなことが生じたのか？さらに警備室と中央監視室にしか放送設備がないと聞いているが、これでは緊急放送が必要な際に間に合わない恐れが強いのではないのか。このままで良いと考えているのか？

回答: 確かに校舎内放送に関しては系列が異なり放送が届かない場所があることは確かだ。どうすればこうした問題を解消できるのか検討しているところである。板橋校舎だけではなく、東松山校舎でも、グラウンドなどには放送設備が設置されておらず、どのような方式が最適なのかを検討しているところであるが、予算の問題もあるので早急に整備を完了するという状況は厳しい。また警備室や中央監視室の放送設備にすぐにアクセスできるように改善することはかなりの困難があり、対応は厳しいと思われる。

(4) 学園全体の地震に対する指揮系統について

連合の説明 指揮系統はいくつかに分かれており、例えば地震による事故の回避や避難指示は管理課、授業措置については学長、学務局長、図書館の対応については図書館、そして今回の学バスの運行に関しては事務局長が指示するという指揮系統の分岐？がみられるが、これらの指揮系統の統率ないし連携、あるいは分掌などについてはどのように考えているのか？このような状況では部署ごとに異なる対応が出てくるとも考えられるので、こうした指揮系統の統率と連携、補完関係等について整備を考えているのか？

回答: 指揮系統の整備については今後の大きな課題でもある。それぞれが分岐しつつも連携できるよう、また必要な場合には一つの統一的系統に沿う形での対応ができるような体制を整えることができればと考えている。今後の課題である。

(5) 授業中止の処置について

連合の説明 板橋校舎および東松山校舎では授業中止という指示が学長、学務局長により午後 5 時 45 分

に決定され、54分に放送されているが、信濃町校舎（法科大学院）では、午後5時55分に信濃町校舎から人事課に電話が入り、それを管理課に伝達。しかし、授業、対向時刻については平常通りというように、板橋・東松山校舎とは異なる対応が明らかになるなど、地震対応の指示が信濃町校舎では全く異なった状況がみられる。こうした現場の判断にまかせっきりというような対応でよいのか？

回答：信濃町校舎のことは念頭になかった。ただ、JRビルの一角を間借りしているの、ビル全体としての地震対応や避難指示などについてはJR駅ビルの指示もあることであり、そちらに従うことが最善とも考えられるが、今後の検討課題の一つでもある。

（6）バス会社への連絡

連合の説明 会社に連絡がつかず、また、あるバス会社は連絡先不明？という事態もあったようであるが、こうした不備はなぜ生じたのか？また、最終的には現場の運転手に連絡するという形でバス運行の最終時刻を決定したようであるが、こうした事態を想定していなかったように思われる。バス会社との契約に緊急時対応を含めた協約などを取り交わす必要があったのではないのか。また、現場責任者との直接対応という形式に問題がないのか検証する必要はないのか？

回答：今後は現場の運転手と直接、バス運行について対応ができるようにと考えている。なお、東松山校舎では交通の事情も異なるので、板橋校舎とは異なり最終バスの運行を板橋より1時間延ばして午後8時までとした。多少の臨機応変な対応は必要ではないかと考えている。

（7）校内放送で出された避難指示への対応について

連合の説明 自衛消防隊の見回りと呼びかけにもかかわらずいろいろな対応が学内であったようであるが、こうした不揃いの対応についてどのように考えているのか？

回答：時系列メモにあるように特に教員や学生、院生の対応の中に、避難指示にもかかわらずそれに従わない人がいて対応に苦慮したところである。事故の犠牲にならないように呼びかけているつもりではあるが、指示に従わない人たちへの対応には苦慮している。どうすればいいのか知恵を貸してほしい。

以上に見られるように、今回の地震に対する対応は大東文化学園の緊急事態に対応する上で、いろいろな反省材料を沢山提供してくれている。これらの材料を基礎にして、より良い緊急事態への対応、指示、避難体制などが整えられるよう強く希望したい。必要な施設や設備の整備には万全を尽くして欲しいと思う。被害者が出てからでは遅い。ハザードマップの作成などを含め、組合は3.11以後、緊急事態に対応できる体制を構築するよう繰り返し呼びかけてきたところであるが、まだ道半ばにも達しているようには思われない。早急に危機管理体制を整え、学園全体で安心、安全な環境を提供できるよう、一層の努力を求めたい。
(「3、学園の地震対策について」文責：HN)

その他の案件

以上の案件以外に緊急に提案した案件は以下の通りでした。

(1) 特任教育職員の一時金について：特任教員に対して一時金が支払われているのか。

回答：特別専任講師・準教授・教授は年俸制なので対応していない。特別専任実習助手・事務職員、研究補助員は月給制なので対象にしている。

(2) 学内学会の経理について：各学部の学会の経理が不十分であり、昨年12月、共済事業団と文科省に提出された改善(38項目)の学内学会に対する内容では不十分であるより、詳細な経理規定が必要でないか？

回答：学会の事なので事務方が立ち入る領域ではない。教育職員の自浄努力に待ちたい。38項目の中で財務規律の厳格化について、適正管理に関する内規を出した。

連合：予算外の資金について学園から問い合わせがあった。学会の金は大学が徴収している。保護者側からは大学が集めているという認識になる。大学の責任はないのか。

回答：大学は代理徴収しているだけである。ここで話す内容でない。経理規定をとというなら作って欲しい。

(3) 図書館運営について：学生の居場所として図書館を見直す動きが他大学でもあるので経営側も対応してほしい。

連合：大学図書館の開館時間が短い。特に書庫棟の開館時間が短い。書庫棟に教員・院生が入れない、文

献検索の契約ラインが少ないなどの運営上の不満がある。図書館運営委員会で対応すべきだが、十分対応できていない。

回答：そういった要望は、図書委員会に上がるのではないのか？

連合：出したことはあるが予算で無理と言われた。別の方法でも要望したいが、学園全体としても取り組んで欲しい。学生の居場所としての意味もある。図書館からは毎年のように人員増を要求しているが通らないという。職員の負担も大きい。労働強化でなく、学生にも職員にも良い方法を求めたい

回答：担当部署に伝える。

連合：図書館運営委員会でも改善したいのだが人員不足のため実現できないと聞いている。人員配置などで対応してもらわないと実現できない。

(4) 出題グループの科目担当主任手当について：負担が大きいのので何らかの処置が必要ではないか、今後科目主任の担当者出題担当事のなり手がいない。一律 3 万円くらいですことはできないか。

回答：問題を作らない主任もいるので要求を整備してほしい。主任に何らかの手当をしないと引き受け手がなくなる、という状況は理解している。

連合：次年度の課題としたい。

◆学長・学務局長との協議経過について

大学組合執行部は 2 月 12 日（月）午後 5 時半から学長・学務局長との協議を行った。当日の協議内容は、学内経理に関する件について、2012 年 12 月 7 日（金）に発生した地震対応について、図書館の在り方について、労働契約法 18 条に関わる非常勤講師の雇用について等を中心に話を進めた。

この協議会の内容は 15 日に開催された組合と学園との団体交渉でも取り上げられ、内容の殆どが重複するものになっているので、詳しい内容については団体交渉記録の方を参照して頂きたい。従って、団体交渉と重複しない部分について、この協議会で話し合われたことを簡単に紹介したい。

学内の経理規定に関しては、「環境創造学部における不正経理処理等問題」が発覚して以降、大東文化学園として「不正経理処理等問題検証・再発防止に関わる報告書」が平成 23 年 6 月 17 日に出され、再発防止に向けた取り組みの一環として様々な対応が取られることになった。ガバナンス強化とコンプライアンス徹底のための取り組みや教員、職員の意識改革、学部学科予算積算及び経理処理等ルールの新設・改正、とりわけ学校法人会計外の資金管理についてもその対象となった。さらに、懲戒にかかる規定の体系的整備や内部監査、経営倫理委員会、公益通報制度等の活用についての記述があり、二度と不正経理が生じないようにするための防止策が整えられているように感じられる。従って、平成 23 年度以降は学内での不正経理に関しては厳しくチェックされるようになってきているものと思われるが、それ以前の経理についてのチェックは実施されてきたとは言えない部分があり、その点についての対応を質した。この点については平成 24 年秋に私学振興・共済事業団に提出された「大学改善に関する 38 項目」にも謳われている通りであり、以前の問題にまで遡るのは困難があるように思うということであった。いろいろな経緯があることは理解できるとしても、今後のことを考えて正確に遡り、不正とは言わないまでも不明朗な経理状況については糺していく必要があるのではないかと提起をするに留まった。

◆臨時職員 65 歳定年の協定書締結◆

2 月 18 日（月）、学園と組合は 2012 年 12 月 4 日の団体交渉の合意に基づき、特任嘱託（学校医・学校薬剤師を除く）・専門嘱託・用務嘱託・臨時・アルバイト職員の雇用終期を、満 65 歳に達する年度の末日とする協定書を締結しました。

2013 年 3 月 31 日現在既に雇用終期に達している者については、2014 年 3 月 31 日まで雇用終期を延長でき、また、2013 年 3 月 31 日現在 64 歳の者については、学園が必要と認めた場合に限り、雇用終期は満 66 歳に達する年度の末日となります。



◆学生のいる図書館

(組合員投稿)



はじめに 大学進学前に高校の先生から言われた一言を今でも覚えている。「大学に行ったら、図書館に毎日こもって勉強するんだ。そうすれば、きっと君と同じような学びの仲間ができる。図書館に遅くまで残って勉強する仲間の中から、きっと彼女も見つかる。」こんな風に言われ、私は大学の図書館で勉強することに憧れたものだった(半ば彼女が見つかることも期待しながら…)。大学に入り、図書館に入り、そこに漂う「学びの空間」を心底味わったものだ。当時は、検索はすべて図書カードで行うもので、パソコンなどは全くない。どことなくかび臭い寒々しい雰囲気ではあったが、何もしなくともそこにいるだけで「自分は勉強をした」という思いをした。

現在でも大学の図書館に行くと「学びの空間」を感じる。専門書を閲覧するために国内や海外の図書館を訪れ、憧れの一冊を手にする時の「これが本物か」という感動は、研究者であれば、だれでも感じるものではなかろうか。

図書館の機能 大学の図書館には二つの機能があると言われる。一つは教育・学習活動を支援する学習図書館機能、もう一つは学術研究活動を支援する研究図書館機能。学生は、この二つの機能を持つ図書館の中で、学科学部を超えた仲間と「学びの空間」を共有しながら、書庫棟に置かれるような専門書の並ぶ書棚を閲覧し、「研究への憧れ」をも感じるのである。もちろん、かつての図書館のような「かび臭い」「寒々しい」図書館のままではいられない。学生がそれぞれ自分のPCを持ち、様々な情報が電子媒体で得られる現代では、「学びの空間」にパソコンが十分置かれ、また館内どこでもインターネットに接続できる状態にあることは必要不可欠である。しかし、例えば情報の媒体が変化したとしても、図書館が「学びの空間」「研究の空間」であることには今も昔も変わりはない。

学生が集まる図書館 他大学の図書館を見学し、学生の利用者数に圧倒されることがある。例えば昨年秋学期にオープンした立教大学の新図書館。「学習・教育・研究を推進するため、池袋キャンパスの図書館本館、人文科学系図書館、社会科学系図書館、自然科学系図書館、学校・社会教育講座閲覧室と総合研究センターに所蔵されている資料を統合し」、「収蔵可能冊数 200 万冊、閲覧席数 1520 席を誇る、国内の大学でも屈指の大規模図書館」(立教大学図書館HPより)となった。広々とした図書館エントランスを過ぎてまず感じるのが、学生の存在である。図書館に学生の声が聞こえる。といっても、静粛であるべきスペースで学生が騒々しくしているのではない。ここでは、「話のできるスペース」と「静粛なスペース」の区分けができてきているのだ。複数の学生が集まって一緒に作業したり話したりできる「ラーニングスクウェア」というスペースがある。他方、各自静かに本を読んだり自分のPCを持ち込んでレポートを書いたりしている閲覧席がある。ここでは、多数の学生がいると同時に、きちんと静粛が保たれているのである。

立教の図書館で提供しているサービスの一つに「ラーニングアドバイザー」がある。資料の検索などのみならず、レポート、論文の書き方、またその際の情報収集の仕方の指導をしている。図書館利用について学生指導に図書館が主体的に係ってこそ、学生の存在する図書館が実現するのだろう。

開館時間は、授業期間中は月～金曜日で 8:45～22:30、土曜日は 8:45～20:00、日曜祝日は 10:00～17:00 である。今のような長期休暇期間中は主に土曜も含む週日のみの開館で、9:00～20:00 である。私は授業期間中に 10 時過ぎまで図書館にいたことがあるが、閉館時間 30 分前にも係らず学生の熱気であふれていた。現在春休み期間中でも、閲覧席には多数の学生が見られる。

この図書館の建物の一部が教員控室になっている。教員控室の窓ガラス越しに図書館の地下一階が臨める。教員控室を出て歩くといつのまにか図書館エントランスに来ているという具合だ。ここで感じることは、図書館が教員と学生共通の空間となっているということである。この配置の意味はとても大きい。学習する学生、研究する教員が空間を共有することで、両者の距離は縮まり、学生の「研究への憧れ」を掻き立てる要素になっている。

このような形で、立教大図書館では「学生のいる図書館」が実現していると思う。利用者数の多い図書館とは、学生の姿の見える図書館だと思う。

静かすぎる図書館 ここまで、昔の話や他大学の図書館の話を手帳に書き記してしまった。何が言いたいかと言えば、我々が立教大の図書館も「学生のいる図書館」であってほしいのである。学習図書館機能と研究図書館機能の両方を有し、学生の存在が感じられ、学生が「学びの空間」の中で学部学科を超

えて共に学びつつ、「研究の空間」の中で研究への憧れを感じる、そんな図書館であってほしい。もちろん、池袋駅から徒歩 10 分の立教大学と、東武練馬駅から学バスで 5 分以上（東松山に至っては高坂駅から学バスで 10 分以上）の本学を比較しても仕方がない。それにしても、本学の図書館はあまりに静かすぎる。もっと学生の熱気が感じられる図書館であってほしい。

学生・教員が共有する空間へ 図書館の改革には、まず私たち教員が図書館に関心を持つことが肝要である。授業の中で、特に初年次教育で、図書館の利用を積極的に指導すべきだ。本学の図書館にどのような書籍が眠っているのか、それにどのようにアクセスできるのか、その情報をどのように利用するのかを、教員が授業を通じて指導していかなくてはならない。

私は本学に就任直後、板橋の図書館の書庫棟がキャンパス外にあり、開館時間が授業期間中で 10:00~16:45（しかも 11:30~12:30 は昼休み）、さらに教職員も大学院生も中に入れず、たった一人しかいないスタッフに紙切れで必要な書籍を伝え、スタッフに持ってきてもらうシステムであることを知り、愕然とした（大学の図書館の書庫棟というものは、教職員、院生は中に入って閲覧ができるのが常識である）。このことを他の教員に相談したら、「そうだ。大東の図書館はひどい。だから私は自分のほしい本は研究費で購入して研究室におくようにしている」と言われた。この返答を聞いてさらに愕然とした。教員がこのような態度では、図書館は進歩しない。図書館は、学生と教員が「学び」を通じて共有する空間である。そのような場である図書館を教員が率先してもっと良くしようと思わなければ、我らが大東の図書館はますます学生のいない寂しい図書館となり、貴重な文献資料も価値がなくなってしまう。

大東の図書館にはぜひ、今よりも「学生のいる図書館」になってほしい。遅くまで残って勉強している同士で、学部学科を超えて友達ができる—あるいは**彼氏彼女を見つけられる—そんな場所**になってほしい。そのために教員として奮闘したいと思う。

T・K（2013 年 2 月 25 日 記）

※組合員からの投稿を歓迎しています。皆様のご意見をお寄せください。

◆春闘アンケートにご協力を！

今年も、2013 春闘に向けての組合アンケートを実施いたします。アンケート用紙は前号（桐 1061 号）に同封させていただいておりますので、ご協力ください。みなさまからお寄せいただきましたご意見、ご提案は今年の春闘要求を取りまとめる基礎資料とさせていただきます。ご回答はアンケートに同封の返信用封筒（切手不要）にてご返送くださるか、組合事務室（板橋校舎一号館地下一階）までお持ちください。不在時は組合事務室前の箱にご投函下さい。

締め切りは 3 月 8 日（金）消印有効とさせていただきます。

皆様のご意見をお聞かせください。

◆「ろうきんエコブック（Re Book＝リブック）」へのご協力を！

～ろうきん（中央労働金庫）からのお知らせ～

2010 年に取り組みを始めた労金を通じた労働組合の社会貢献の取組みの一環、「ろうきんエコブック（Re Book＝リ・ブック）」制度のご案内です。古本を労金本部に送付、リ・ブック協議会を通じて福祉施設に寄贈し、洗浄・装てい作業の後、インターネットで販売します。販売で得た利益は障がい者の方々の方々の工賃として還元されます。

あなたの読み終えた古本が、障がい者の就労を支援します！

組合員のみなさまのご協力・ご参加をお願いいたします。

古本をお寄せいただけます方は、組合事務室までお持ちくださいますようお願いいたします。書記局員不在の場合は、専用ボックスにお入れください。



本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。併せてご利用いただければ幸いです。本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。